

第4章 施策体系

大柱	中柱	小柱
I 理解を深め、 権利を護る	1 相互理解の強化	(1) 啓発・広報活動の推進 (2) 福祉教育・地域交流の支援
	2 差別解消の推進	同左
	3 権利擁護の取組の 充実	(1) 権利擁護の推進 (2) 虐待の防止 (3) 権利行使の支援 (4) 障害当事者の参加
II 地域生活を充実し、 社会参加を支援する	1 地域生活支援体制の 充実	(1) 相談支援体制などの充実 (2) サービス提供体制の充実 (3) 福祉を支える人材の確保及び人材の育成・研修の充実 (4) 市町村における計画推進の支援 (5) ボランティア・NPO活動などへの支援
	2 日中活動の場の確保	(1) 日中活動系サービスの確保・充実 (2) サービスの質の向上
	3 住まいの場の確保	(1) 施設入所支援の機能充実とサービスの質の向上 (2) グループホームなどの確保・充実 (3) 住宅の整備など
	4 コミュニケーションの 支援	(1) コミュニケーション手段の充実 (2) 情報バリアフリー化の推進・情報提供の充実 (3) 手話を使いやすい環境の整備 (4) 視覚障害者等の読書環境の整備
	5 社会参加の支援	(1) 交流・ふれあいの機会や多様な学習機会の拡大 (2) 外出や移動の支援 (3) 芸術文化活動の振興 (4) 東京2020パラリンピック競技大会を契機とした障害者スポーツの振興
III 就労を進める	1 就労に向けた支援	(1) 雇用の場の創出 (2) 就労と職場定着の支援 (3) 多様な働き方の支援 (4) 重度障害者の就労支援
	2 職業訓練の充実	(1) 職業訓練体制の整備・充実 (2) 職業教育の実施

大柱	中柱	小柱
IV 共に育ち、共に学ぶ教育を推進する	1 障害のある児童生徒の教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進 (2) 教職員の資質の向上 (3) 相談体制、交流及び共同学習の充実 (4) 学校施設の整備
	2 自立する力の育成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高等部教育の充実 (2) 高等教育を受けられやすくするための環境整備
V 安心・安全な環境をつくる	1 療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域療育・相談体制などの整備 (2) 発達障害児（者）支援の充実
	2 保健・医療サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 健康づくりの推進 (2) 難病患者支援の充実 (3) 保健・医療体制の充実 (4) 公費負担医療制度の充実
	3 福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) まちづくりの総合的推進 (2) 公共施設などの整備 (3) 道路環境の整備 (4) 公共交通機関の整備
	4 安全な暮らしの確保	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災対策の充実 (2) 防犯対策の充実 (3) 感染症対策の充実